

笛吹中央病院附属おひさま在宅クリニック

(介護予防) 訪問リハビリテーション

運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人社団協友会が開設する笛吹中央病院附属おひさま在宅クリニック（以下「事業所」という）が実施する指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1 事業所の従事者は、要介護状態になった利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境等を把握し、利用者の居宅を訪問して理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者との綿密な連携を図るとともに、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

名称及び所在地は次のとおりとする

- (1) 名称：笛吹中央病院附属おひさま在宅クリニック訪問リハビリテーション
- (2) 所在地：山梨県笛吹市石和町四日市場2205番地の4

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 常勤1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みによる係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う

- (2) 医師 常勤1名以上
- 理学療法士 1名以上
- 作業療法士 1名以上

従業者は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、リハビリテーションを行う

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日及び12月30日午後から1月3日は除く
- (2) 営業時間
午前9時から午後5時までとする。

(提供するサービスの主な内容)

第6条

計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)計画書を作成するとともに、療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、説明または指導を行うとともに、適切なりハビリテーションを提供します。

(利用料金その他の費用の額)

第7条

- 1 指定訪問リハビリテーション等の利用料は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとし、指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスに該当する場合は、その1割または2割または3割とする。
- 2 指定訪問リハビリテーションに要した交通費は、第8条実施地域を超えて事業所より10km越えた場合に徴収する。徴収額は、事業所からの距離に応じて設定する。
- 3 従業者は、第1項から第2項のことについて、利用者又はその家族に対して事前文書で理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算算定者は交通費を徴収しない

(実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域：笛吹市全域(芦川町除く)、甲府市(桜井町、川田町、和戸町、向町)、山梨市(大野、一町田中、歌田)
しかし、必要に応じて他地域への訪問リハビリも可能とする。

(相談・苦情処理)

第9条

- 1 当事業所は、利用者及び家族等からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 当事業所は、前項の苦情の内容について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

第10条

- 1 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。
- (6) 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他の運営についての重要事項)

第12条

- 1 従業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者としての雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は訪問職員と病院、診療所及び介護老人保健施設の代表者との協議に基づいて定めるものとする。
- 4 ハラスメント対策、業務継続計画の策定、避難訓練等における地域住民の参加、感染対策、事故の防止・発生時の対応、高齢者虐待防止の推進については別紙参照とする。

附 則 この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。